

東久留米市聖火リレーの中止と 東久留米市スポーツ健康都市宣言の延期 について

7月14日に開催を予定していた東久留米市における東京2020オリンピック聖火リレーおよび聖火到着後のミニセレブレーションは、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となり、延期いたしました。

を延期いたしました。同宣言の実施日程などの詳細は決定次第、広報紙や市ホームページなどでお知らせします。

詳しくは、同聖火リレーについてが生涯学習課 ☎470-7784、同宣言についてが企画調整課 ☎470-7702へ。

第8期介護保険運営協議会の 委員を募集します

市では、市の介護保険事業に関する適正な運営を確保するための機関として、「介護保険運営協議会」を設置し、被保険者を代表する委員を市民の方から公募し、審議に参加していただいております。

【任期】10月1日～6年9月30日(3年間)
【会議開催】年4回程度(平日の夜間1時間半程度)
【報酬】あり
【応募方法】8月13日(金)までに(必着)、応募書類に住所・氏名・年齢・職業・電話番号・簡単な自己紹介を記入し、「高齢者がいきいきと暮らせる地域づくりのために必要なこと」をテーマにした10000字程度の作文を添付(応募書類、作文ともに様式

引き続き感染予防と、 熱中症対策をお願いします

東久留米市長 並木克巳

皆さまこんにちは。7月に入り気温も高くなりまして、外を問わず、のどの渇きを感じなくてもこまめな水分補給を心がけてください。

感染症対策と同時に熱中症対策も必要な時期になってまいりました。特に感染防止のためのマスク着用により熱中症のリスクが高まることから、屋外で人と十分な距離が確保できる場合は、熱中症のリスクを考慮しマスクを外すようにしてください。また、屋内・屋

新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金について

市では、生活困窮者自立支援金の支給対象となる可能性がある方へ、ご案内や申請書などの書類を順次送付します。9へお問い合わせください。申請される場合は、8月31日(火)までに(必着)、同封の返信用封筒で申請書類を郵送してください。

【受付日時】7月23日(祝)24日(土)午前10時～午後3時(正午～午後1時を除く)
【電話相談窓口】☎470-7749(福祉総務課)

新型コロナウイルス感染症の影響により 収入が減少した方などへの 後期高齢者医療保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方などについて、申請により、後期高齢者医療保険料の減免が受けられる場合があります。【対象】次の条件のいずれかを満たす方

【対象】次の条件のいずれかを満たす方
①新型コロナウイルス感染症により、生計維持者(以下、世帯主)が死亡または重篤な傷病を負った場合
②新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年中

3年度東久留米市 「子供の食の確保」緊急対応事業 補助金を交付します

市では、新型コロナウイルス感染症に伴う子供の食の確保への緊急対応として、市内で在宅の子どもやその保護者を対象に、食事の提供(子ども食堂など)調理・用意したお弁当や食料を配布する、またはお弁当を子ども自宅へ宅配で届けるなどの事業を行う事業者に対して補助金を交付します。

【補助対象経費】
● 調理器具、日用品類、事務用品など
● 事業の案内のためのパンフレットなどの印刷物、光熱水費、食材費、車両の燃料費
● 使用料および賃借料
● 会場賃料、車両の賃借料
● 業務等通信費、郵便代、保険料、食料の運搬に係る交通費(スタッフの出勤のための交通費は含まない)

国民健康保険から給付される 医療費(高額療養費など)のご案内

① 高額療養費
1か月に保険医療機関などがかかった医療費(保険診療分)が高額となり、ご自身の月額自己負担限度額を超えたときは、その超えた額が高額療養費として払い戻されます。医療機関から市への請求に基づき、毎月計算を行い、該当がある方には、医療機関にかかった日から約3か月半後に以降に高額療養費支給のお知らせと申請書を郵送します。

② 治療用器具(ギプス、コルセット、小児弱視治療用眼鏡、弾性ストッキングなど)
③ 海外療養費
④ 柔道整復師の施術料
⑤ 医師が認めた、はり、灸、マッサージなどの施術料

国民健康保険 限度額適用認定証と標準負担 額減額認定証を交付します

国民健康保険の被保険者で住民税非課税世帯の方へ、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。また、70歳未満の被保険者で住民税課税世帯の方、70歳以上の被保険者で所得区分が現役並みⅠ・Ⅱに該当する方へ、申請により「限度額適用認定証」を交付します。

① 被保険者証を提示せずに病院などにかかったとき
② 領収書(原本)、被保険者証、世帯主名義口座番号、認め印
③ 受領委任しているときは、柔道整復師からの請求になります。
④ 医師が認めた、はり、灸、マッサージなどの施術料
⑤ 申請書の提出は、7月31日(土)です。継続して認定証を必要とする方は8月31日(火)までに手続すると、過去12か月の入院日数が90日を超える住民税非課税世帯の方は、申請するとさらに食事代などが減額される場合があります。



第8期介護保険運営協議会委員を募集する市ホームページ



後期高齢者医療保険料の減免に関する市ホームページ



「子供の食の確保」緊急対応事業補助金に関する市ホームページ